

千葉県高等学校 PTA 連合会推薦

高校生総合補償制度

< 団体総合生活保険 >

ご入学おめでとうございます。

大切なお子様のご入学、心よりお喜び申し上げます。今回ご案内する「高校生総合補償制度」はこれからの高校生活を取り巻く様々な危険からお子様をガードします！

特 長

①入学から 3 年間の長期補償

長期契約で割安

※1

②団体割引 15%適用

団体割引適用

③充実したケガの補償

入院も通院も初日から補償

※2

A・B・C タイプのみ

④相手方への高額賠償も対応

国内は無制限で補償

⑤相手方との示談交渉もスムーズ

示談交渉サービス付

⑥健康保険等の自己負担分を補償するプランも。(D タイプのみ)

※ 1. この契約は 3 年間の長期契約ですので、1 年ごとに更新するより保険料が割安となります。

※ 2. 補償の範囲については、4 ページから 6 ページに記載されております。

お申込み締切日は 平成30年3月28日(水)です。

締切日以降でもご加入いただく事ができますが、保険開始は遅れます。

(「4. 申込締切日と保険期間」参照)

取扱幹事代理店 (株) 東海日動パートナーズ TOKIO

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

◆ 高校生総合補償制度の特長 ◆

1. 制度上のメリット

- **賠償責任を全プラン無制限（国内のみ）で補償します！**
ただし自転車補償プランでは、自転車の賠償事故しか補償することができません。それ以外のプランでは、自転車以外の日常的な賠償事故に加え、通常補償されないお子様の「アルバイト時の賠償事故」もカバーすることができます。
- **保険料が割安**
千葉県高等学校PTA 連合会で1つの契約としてまとめますので、**団体割引15%**の適用により、保険料が割安です。
- **手続きが簡単**
払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料を添えてお申込みいただくだけです。保険料は「一時払」となりますので、毎年のお手続きは不要です。更新漏れも心配ございません。
- **東京海上日動のサービス体制が皆様の日常生活をバックアップします。**
メディカルアシスト・デイリーサポート・介護アシストのサービスで日頃の様々な悩みからもしものときまでバックアップ。

2. 補償ラインナップ

◆ 自転車限定プラン（Aタイプ）◆

※自転車限定プランは、自転車事故に補償を絞ったプランです。

個人賠償責任

例えば… ・自転車を運転中、誤って商店に飛び込んで商品を壊してしまった。
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



- 日本国内において、自転車の所有・使用・管理に起因して発生した偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。＊1

傷害補償

例えば… ・自転車に乗っているときのケガ
・自転車に乗っていないときに、走行中の自転車にはねられたときのケガ（自転車との衝突・接触）

- 日本国内において、急激かつ偶然な外来の自転車事故＊2によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。



◆ 総合補償プラン（B・Cタイプ）◆

※総合補償プランには自転車限定プランの補償内容を含みます。

個人賠償責任

例えば… ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・他人にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



- お子様はもちろんご家族が日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。＊1

こども傷害補償

例えば… ・通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。
・体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。



- 校内、通学途上はもちろん、クラブ活動、旅行、レジャー等、日本国内外を問わず、生徒自身が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。
※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合に保険金をお支払いします。
- 扶養者に万一のことがあった場合に備えます。 ※あらかじめ扶養者を指定していただきます。



＊1 個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

＊2 急激かつ偶然な外来の自転車事故の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

◆ 治療費用補償プラン（Dタイプ）◆

個人賠償責任

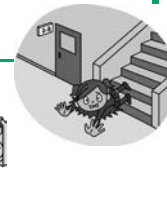
例えば… ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・他人にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



- お子様はもちろんご家族が日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。＊1

医療費用補償

例えば… ・インフルエンザに罹り、通院した。
・階段から転倒し足を骨折し、入院・通院した。



- 学生本人が病気やケガを被り国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金にてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等は除きます。）

※1回の入院または通院について、限度日数があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

3. 保険金額と保険料

【保険期間：3年間、団体割引：15%、職種級別 ＊1：A】

補償内容		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ
		自転車限定プラン	ケガエコノミープラン	ケガ充実補償プラン	治療費用補償プラン
保険料（3年間一時払） （1ヵ月あたりの保険料）		6,000円 （約167円）	15,000円 （約417円）	30,000円 （約833円）	29,000円 （約806円）
保険金額	個人賠償責任 ＊2	国内 無制限 （国内のみ担保）		国内 無制限 国外 1億円 （記録情報限度額 500万円）	
	死亡・後遺障害	169万円	20万円	66万円	112万円
	入院保険金日額（1日につき）	5,500円	2,000円	4,000円	—
	通院保険金日額（1日につき）	4,000円	1,000円	2,000円	—
	手術保険金	—	入院保険金日額の10倍（入院中の手術） または5倍（入院中以外の手術）＊4		—
	熱中症	—	セットあり	セットあり	セットあり
	天災危険補償	—	セットあり	セットあり	セットあり
	特定感染症	—	セットあり	セットあり	—
	育英費用保険金額	—	—	100万円	—
	治療費用	—	—	—	自己負担額実額
病気・傷害補償	入院諸費用（1日につき）＊5	—	—	—	1,000円（自己負担金5,000円）
	先進医療費用＊6	—	—	—	セットあり

＊1 B・C・Dタイプの保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
お子様（被保険者・保険の対象となる方）が、アルバイト等で継続的に以下の6業種のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなりご加入頂く事ができません。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）。

＊6 業種とは「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」をいいます。

＊2 個人賠償責任については家族型でのお引受となります。B・C・Dタイプには個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約がセットされ、自転車限定プラン（Aタイプ）には、自転車賠償責任補償特約がセットされます。個人賠償責任を付帯しないタイプでの加入も可能です。詳細は取扱代理店にお問い合わせください。

＊3 自転車限定プラン（Aタイプ）には、自転車事故傷害危険のみ補償特約・手術保険金不担保特約がセットされます。

＊4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊5 支払限度日数は180日とします。

＊6 先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

4. 申込締切日と保険期間

	申込締切日	保険期間
第1次締切	平成30年3月28日(水)	平成30年4月1日 午前0時から 平成33年3月31日 午後4時まで
第2次締切	平成30年4月20日(金)	平成30年4月25日 午前0時から 平成33年3月31日 午後4時まで

※上記締切日以降は7月25日までお申込み可能です。保険料および保険期間は別紙「中途加入保険料表」をご覧ください。

5. お申し込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入希望者は、同封しております「払込取扱票」(加入依頼書兼払込取扱票)に必要な事項をご記入、ご署名のうえ、3月28日(水)までにゆうちょ銀行または郵便局にて振込手続きを行なってください。

この保険は、千葉県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として千葉県高等学校PTA連合会が有します。

6. 加入者票を発行

保護者の方に「加入者票」をお送りいたします。加入者票のお届けは5月下旬頃の予定です。

加入者票到着までは、振替払込請求書兼受領証が、本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。

7. 保険の対象となる方

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償・傷害補償	個人賠償責任	
		Aタイプ	B・C・Dタイプ
	〈本人型〉	〈家族型〉	
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○	○
ご本人*1またはご本人*1の配偶者の同居の親族	—	○	—
ご本人*1またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	—
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※(Aタイプ)賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)

※(B・C・Dタイプ)賠償責任に関する補償においてご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限りません。)

また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任能力者の配偶者または親族に限りません。)

も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限りません。)

*1 千葉県高等学校PTA連合会加盟の高等学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)

で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について」における用語の解説】

- (1) 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)
- にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りません。
 - a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)

かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

充実したサービスにより安心をお届けします!

自動
セット

メディカルアシスト

デイリーサポート

介護アシスト

サービスの詳細は下記「サービスのご案内」をご参照ください。



サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動
セット

24時間365日受付*1

0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)

からの直接の相談に限りません。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

- *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- *2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート

自動
セット

受付時間:	・法律相談	: 9:00~17:00
	・税務相談	: 14:00~16:00
いずれも土日	・社会保険に関する相談	: 9:00~17:00
祝日、年末	・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00
年始を除く	・電話介護相談	: 9:00~17:00

0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りません。

生活支援サービス

- ・法律・税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・暮らしの情報提供
- *1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- *2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護関連サービス

- ・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
- ホームページアドレス
<http://www.kaigonw.ne.jp/>



・介護アシスト

自動
セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介)

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りません。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>



電話介護相談

- ・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

- *1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りません。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

自転車向け保険は、こんなときにお役に立ちます。

通学中の自転車事故や、日常生活での自転車事故も対象になります。

ケガの補償

自転車で
転んでのケガ



自転車との
接触によるケガ



自転車による賠償事故の補償（相手方への補償）

自転車で
通行人に
ケガをさせた



自転車でクルマに
ぶつけて損傷を
与えてしまった



ご加入のタイプ内容（保険金額と保険料）

自転車向け保険

団体割引 15%適用

ご加入タイプ		自転車向け保険
		A タイプ
個人賠償責任保険金額 (相手方への補償)		国内無制限 示談交渉サービス付
(ケガの補償 傷害保険金)	死亡・後遺障害保険金額※	169 万円
	入院保険金日額	5,500 円
	通院保険金日額	4,000 円
保険料（3年間一括払） （1カ月当たりの保険料）		6,000 円 (約 167 円)

●上記セットには長期保険特約がセットされます。

※後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

24 時間ケガの保険は、こんなときにお役に立ちます。

ケガの補償

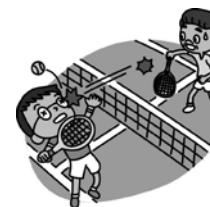
学校内
でのケガ



通学途中
でのケガ



スポーツ
によるケガ



自転車で
転んでの
ケガ



自転車との
接触による
ケガ



歩行中、
自動車に
はねられての
ケガ



日常生活での賠償事故の補償（相手方への補償）

自転車で
通行人に
ケガをさせた



商品棚に
ぶつかって商品を
落として壊して
しまった



※被保険者の範囲は
3ページの「7.保険
の対象となる方」を
ご参照ください。

ご加入のタイプ内容（保険金額と保険料）

24 時間ケガの保険

団体割引 15%適用

ご加入タイプ		24 時間ケガの保険	
		B タイプ	C タイプ
個人賠償責任保険金額 (相手方への補償)		国内 無制限 国外 1 億円 (記録情報限度額 500 万円)	
(ケガの補償 傷害保険金)	死亡・後遺障害保険金額※	20 万円	66 万円
	入院保険金日額※ 1	2,000 円	4,000 円
	通院保険金日額	1,000 円	2,000 円
保険料（3年間一括払） （1カ月当たりの保険料）		15,000 円 (約 417 円)	30,000 円 (約 833 円)

●上記（24時間ケガの保険部分）は職種級別A（学生・生徒等）の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合（アルバイトを除きます。）は、保険料が異なることがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●上記セットには長期保険特約がセットされます。

※後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

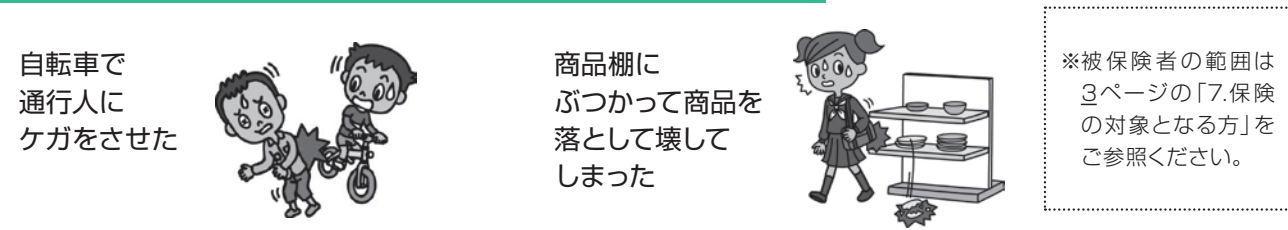
※1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

治療費用補償保険は、こんなときにお役に立ちます。

病気・ケガの補償



日常生活での賠償事故の補償（相手方への補償）



ご加入のタイプ内容（保険金額と保険料）

病気・ケガに備える保険

団体割引 15%適用

ご加入タイプ		病気・ケガに備える保険	
		Dタイプ	
個人賠償責任保険金額 （相手方への補償）		国内 無制限 国外 1億円 （記録情報限度額 500万円）	
傷害 保険金	死亡・後遺障害保険金額※	112万円	
医療費用 保険金	治療費用	支払限度日数 60日	
保険料（3年間一括払） （1カ月当たりの保険料）		29,000円 （約 806円）	

●上記（ケガの保険部分）は職種級別A（学生・生徒等）の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合（アルバイトを除きます）は、保険料が異なることがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●上記セットには長期保険特約がセットされます。
※後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

保険期間：1年以内、1年超

◆自転車限定プラン（Aタイプ）◆

【傷害補償】

日本国内で、「急激かつ偶然な外来の自転車事故」※1により、保険の対象となる方がケガ※2をした場合に保険金をお支払いします。

- ※1 急激かつ偶然な外来の自転車事故とは以下のものをいいます。
 - 保険の対象となる方が自転車に搭乗している間の急激かつ偶然な外来の事故
 - 保険の対象となる方が自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突または接触等の交通事故
- ※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 - ※自転車とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車※3およびその付属品※4をいいます。
- ※3 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。
- ※4 積載物を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
傷害補償基本特約十自転車事故傷害危険のみ補償特約十手術保険金不担保特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	①戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 ②地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ③核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ ④保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ⑤保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ⑥保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ⑦麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ⑧脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ⑨妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ⑩外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ⑪刑の執行によって生じたケガ ⑫むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ⑬自転車を用いて競技等*2をしている間。ただし、下記⑮に該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等*2をしている間については、保険金を支払います。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	⑭自転車を用いて競技等*2を行うことを目的とする場所において、競技等*2に準ずる方法または態様により自転車を使用している間。ただし、下記⑮に該当する場合を除き、道路上で競技等*2に準ずる方法または態様により自転車を使用している間については、保険金を支払います。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	⑮法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等*2をしている間または競技等*2に準ずる方法もしくは態様により自転車を使用している間。
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *2 競技等とは、競技、競争、興行*3、訓練または試運転*4をいいます。 *3 いずれもそのための練習を含みます。 *4 性能試験を目的とする運転をいいます。

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 自転車賠償責任補償特約	日本国内での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします（免責金額（自己負担額）はありません。）。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*2）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
	●自転車の所有、使用または管理に起因して発生した偶然な事故 ※個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※自転車とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上のお車*2およびその付属品*3をいいます。 *2 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび乳幼児用の3輪以上の車を除きます。 *3 積載物を含みます。	等 *1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *2 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *3 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

◆総合補償プラン（B・C タイプ）・治療費用補償プラン（D タイプ）◆
【傷害補償（こども傷害補償）】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 十天災危険補償特約（傷害用）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・ビックル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ●発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（法律により「就業制限」された場合を含みます。） ●医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新の場合を除きます。） 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）に よる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乘せ給付をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*1 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約十待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）十入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約（医療費用補償用）	入院諸費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合 ●病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料 ●保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料 ●保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー*2の雇入費用（ホームヘルパー*2の紹介料および交通費を含みます。） （ア）医師等が付添を必要と認めた期間 （イ）家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間 ●療養に必要かつ有益な諸雑費*1 ●入院、転院、退院のために必要とした交通費 ●入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要とした費用および生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用（標準負担額を除きます。） ▶負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*4について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限りします。 ※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りします。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。 ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 親族付添費については1日につき4,100円、諸雑費については1日につき1,100円とします（2016年12月時点）。 *2 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。 *3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 *4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。	（医療費用補償特約治療費用保険金と同じ）
	先進医療費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合 ●先進医療に必要とする費用*1 ●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費 ▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。 ※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。 ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。	

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約十天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）	育英費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 （重度後遺障害の例） ●両目が失明したもの ●咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
	天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）		

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる方の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）、自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 等 ＊2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ＊3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 等 ＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ＊3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ＊4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは**団体総合生活保険**の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象とする方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】
 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項
 ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません＊2。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊3以下（平均月間所得額の85％以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊4×約定給付率とします。

＊2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
＊3 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊5の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
＊4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- （1）保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
- （2）保険料の払込方法
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。
- （3）保険料の一括払込みが必要な場合について


（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1告知義務」をご確認ください。
＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。


7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用財産 救済者費用等
項目名						
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	—	—
職業・職務*3	☆*4	☆	—	—	—	—
健康状態告知*5	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。

*2 こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。

*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚姻とは異なります。）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していたく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*8から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*9。

●責任開始日*8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*10（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

< 前記以外で、保険金をお支払いできない場合 >

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択していただきます。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡くださいご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款・特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・弊社の定める就業不能状況記入書
- ・弊社の定める就業障害状況報告書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・所得を証明する書類
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先に承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である

一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



事故は 119 番・110 番

0120-119-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612

<2017年10月1日以降始期契約用>

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険の対象となる方
- ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	傷害補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○
☐ お子様（被保険者・保険の対象となる方）が、アルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？なお「職種級別Bに該当する方」に該当する場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。） ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ☐ 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ☐ 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612

<2017年10月1日以降始期契約用>

MEMO

《お問い合わせ先》

〈取扱代理店（非幹事代理店）・事故時の連絡先〉 ◇代理店	〈取扱幹事代理店〉 ◇代理店 株式会社東海日動パートナーズ TOKIO 千葉支店 〒260-0028 千葉市中央区新町2-4-9 千葉ウエストビル6階 TEL：043-241-1122 (受付時間 平日9:00～18:00)
〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 ＜担当支社＞ 千葉支店 千葉中央支社 〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3 WESTRIO 千葉フコク生命ビル11階 TEL：043-301-7790 (受付時間 平日9:00～17:00)	